

## 国立大学法人東京医科歯科大学不動産評価業務公募

### 1 業務名

国立大学法人東京医科歯科大学不動産評価業務 一式

### 2 目的

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）附則第3条第1項の規定により、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）から国立大学法人東京科学大学へ承継される不動産について資産評価業務を実施するものである。

### 3 業務内容

本学の全ての不動産（土地、建物、建物附属設備及び構築物）の不動産鑑定評価等

### 4 成果物の提出期限について

2024年11月15日（金）

### 5 企画競争に参加する者に必要な事項

不動産鑑定業務に必要な情報・ノウハウを有し、かつ、以下の各号に該当する者であること。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和4年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (3) 次の各号の全てに該当する者であること。
  - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）でないこと。
  - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - ⑥ 前号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (4) 本学学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 自治体の実施する指導監督において業務停止命令を受けていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 国税、地方税等を滞納している者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条に規定する不動産鑑定業の登録を東京都又は国土交通省（旧国土庁も含む）に行っている者で、事務所を東京都内に有しており、東京都外に事務所を移す予定がない者、又はその従業者であること。
- (10) その他本学が契約相手方として不相当と認めた者でないこと。

## 6 応募方法等

提出期限 : 2024年4月19日(金) 17時(必着)

提出先 : 国立大学法人東京医科歯科大学財務部財務企画課資産活用係

E-mail : shisankatsuyou.adm@tmd.ac.jp

提出方法 : 電子メールによる添付ファイルにて、PDF形式の提案資料を提出すること。

その他 : 詳細は公募要領等による。公募要領等は上記提出先にメールにて問い合わせし取得すること。  
その際、メールの件名は『【企業名】国立大学法人東京医科歯科大学不動産評価業務公募の公募要領交付希望』とし、名刺データを添付すること。

## 7 選定方法等

別に定めた公募要領および審査基準に基づき事業者を選定する。選定終了後、全ての提案者に選定結果を通知する。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約保証金は免除とする。

(3) 本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

## 9 問い合わせ先

国立大学法人東京医科歯科大学財務部財務企画課資産活用係

E-mail : shisankatsuyou.adm@tmd.ac.jp

2024年3月22日  
国立大学法人東京医科歯科大学